



きもつき民商 ニュースレタ

—

■ 1 1 月の相談活動

7 9 件（税金 3 3 件、金融 3 件、経営 3 0 件、社会保障 2 件、生活・法律相談 1 1 件）

・相談例

1. 会員	中小企業庁から消費税転嫁拒否等に関する調査票について（多数） ⇒強制ではない（回答は任意）、転嫁拒否についてはその旨、記載し回答（1 件）
2. 会員（自動車関連）	企業規模拡大に伴う法人化の相談の相談 ⇒これまでの業況、今後の事業計画、後継者問題等を検討し法人化することに。法人設立に向けての支援を継続中
3. 会員	住宅を取得(新築及び中古購入)。 ⇒すまい給付金の制度説明と申請を支援、住宅ローン控除についても説明

■看板を設置しました。

11月5日(日)に、役員、事務局にて、約100本の看板を設置しました。

■年末調整について

12月に入ると年末調整など事務作業も繁忙期に入ります。年末調整のことで困って

いる方、心配な方は、お気軽に民商へご相談下さい。

平成29年の給与台帳、生命保険等の控除証明書、住宅ローン残高証明書、扶養の異動状況等の整理・確認を早めにすすめていきましょう。

※裏面へつづく 

■（確定申告）医療費控除改正について

①セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の創設

従来の医療費控除制度の他、一定の取り組み（本特例の適用条件）を行った方が、一定範囲の市販薬を購入(家族合算・年間1万2000円超)した際に、所得控除を受けられる制度です。(上限8万8000円)

※従来の医療費控除といずれか選択適用になります。

②領収書が提出不要となりました。

・従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制の適用について、医療費の領収書が提出不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりま

した。

・健保組合等が発行する「医療費のお知らせ」を添付すると、明細の記入を省略できます。

※医療費の領収書は、自宅で5年間保存。

■パソコン会計、記帳、領収書整理のサポートを行っています。

パソコン会計をはじめ、業種にあった自主計算・自主記帳活動を推進するためのサポートを行っています。

また、開業、法人設立(法人化)、資金繰り、節税対策もしっかりとサポートしています。どんなことでもご相談下さい。

■仲間を増やしましょう。知り合いの方へ声をかけてください。

「困ったときはやっぱり民商！」「民商はなんでも相談できる」

民商会員、商工新聞読者を増やし、みんなの力を集めて、要求実現の道をさらに大きく切り開いていきましょう。

■12月の主な行事予定

5日(火) 三役会 12日(火) 理事会

※年末年始休暇 12月29日(金)～1月4日(木)

民商は、会員のみさんの会費で運営されています。

~~営利を目的とせず、中小業者の働く権利を勝ちとる運動をすすめる、最低限必要な経費を会費に~~

よってまかなっています。会費の15日納入にご協力下さい。